

【ワクワクワーク講師養成講座】

受講規約

本規約は、オーガニック料理教室ワクワクワーク講師養成講座の受講規約となります。本講座の受講を希望される方は、本規約の内容をよく読み、十分に理解・同意された上でお申込みください。
本講座にお申込みいただいた方（以下「申込者」といいます）は、お申込みの時点で本規約に同意したものとみなされます。

第1条（講座について）

- 「講師養成講座」とは「食の大切さを伝え届ける講師」を養成するためにワクワクワークが開講している講座です。「講師養成講座」各コース、「食のお話アドバイザー養成講座」を含めた総称となります。
- 「認定講師」とは、受講希望の講師養成講座を受けて認定された方のことをいいます。

第2条（受講資格）

講師養成講座は18歳以上の方を対象とします。

第3条（受講手続き）

- 講師養成講座へのお申込みは、電子メールまたは書面等での意思表示により行うものとします。
- お申込み後、事務局より受付の電子メールをお送りします。その案内に従って、所定の期日までに指定の口座にご請求金額を納入してください。入金を確認した時点で、受講手続き及び契約を完了と致します。
- お申込み後の申込者の都合によるキャンセル、および返金は、一括・分割払いに関わらず致しかねます。分割払いの残金は引き続きお支払いいただきます。
- ワクワクワークは、申込者からのお申込みを承諾した後であっても、以下のいずれかに該当する場合には、当該承諾を取り消すことができるものとします。
① 申込み内容に虚偽の記載があった場合
② 指定期日までに受講費の支払いが確認できない場合
③ ワクワクワークが別途定める審査基準を満たさないと判断した場合

第4条（受講期間）

- 講師養成講座の受講期間は「受講開始日から認定日まで」と定め、これを1年以内とします。受講期間内に認定とならず、引き続き受講を希望する場合は、受講延長料11,000円をお支払いいただくことで、受講期間を最大1年間延長できます。ただし、出産・病気等の特別な事情により受講期間が1年以上になる場合はご相談に応じます。
- 認定講師については、契約更新時に更新料をお支払いいただくことで、受講中の講座における受講期間を、最大1年間延長することができます。
- 受講延長の希望がない場合は、事務局からの電子メールまたは書面により受講終了となります。

第5条（振替受講）

同時開催中のクラスへの振替、および、次期開講のクラスへの振替は無料で受講いただけます。それ以降のクラスへの振替は有料（個別レッスン対応含む）にて受講となります。
(有料振替受講15,000円)

第6条（認定講師）

講師養成講座を修了し、認定証を授与された方は、『ワクワクワーク認定講師』となりま

す。認定講師は別途『ワクワクワーク認定講師規約』に基づきます。
※最終ページに『ワクワクワーク認定講師規約』を抜粋。

第7条（知的財産の規則と保護）

1. 講師養成講座に含まれる教授内容、本講座において提供される教材、デザイン、画像、図面、レシピなど一切の著作物その他の情報についての権利は、すべてワクワクワークに帰属し、本講座を受講する方（以下「受講生」といいます）はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。
2. ワクワクワークの書面による事前許可を得ずして、ワクワクワークの著作物の一部または全部を、あらゆるデータ蓄積手段（印刷物、DVD、CD、テープレコーダーおよび電子メディア等）により複製及び転載することを禁じます。
3. 受講生は、ワクワクワークが明示的に許可した場合を除き、ワクワクワークの著作物および提供する一切の情報について、いかなる方法によっても、第三者に対し、頒布、販売、譲渡、貸与、改変、翻訳、使用許諾その他これに類する行為を行ってはなりません。
4. 本条は、受講中だけではなく、認定講師となったあと、および認定講師の契約解除後にも遵守しなければなりません。万一、著作権の侵害が発覚した場合には、ワクワクワークは損害賠償を請求することができます。

第8条（保証）

1. 本講座は、受講生が講義内容を習得することを保証するものではありません。
2. 認定講師となった場合も、講師等仕事の依頼を保証するものではありません。

第9条（講座の中止・中断および変更）

1. ワクワクワークは、運営上やむを得ない場合には、本講座の運営を中止・中断できるものとします。
2. 前項の場合には、ワクワクワークは本講座の中止または中断後10日以内に、当該受講生に納入金を返金致します。但し、ワクワクワークの責任は支払い済みの納入金の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。

第10条（通知および同意の方法）

1. ワクワクワークからの通知は、ワクワクワークからの電子メールもしくは公式ホームページ上の掲示、またはその他ワクワクワークが適当と認める方法により行われるものとします。
2. 前項の通知が電子メールで行われる場合には、登録情報として登録された電子メールアドレス宛へのワクワクワークからの発信をもって通知が完了したものとみなします。登録情報が正確もしくは最新でなかった場合には、ワクワクワークからの通知が不到達となつても、本項に定める時点で到達したとみなされるものとします。
3. ワクワクワークは、上記いずれかの方法により受講希望者、受講生、認定講師からの異議申し立てがない場合、同通知の内容に同意したものとみなします。

第11条（個人情報の取り扱い）

1. ワクワクワークは、受講希望者、受講生、認定講師およびメールマガジン登録者の個人情報について守秘義務を負い、原則として個人情報を本人の事前同意なく利用しません。ただし、ワクワクワークに関連するサービスおよび情報を提供する場合に、使用することができます。
2. ワクワクワークは、以下の場合を除き、個人情報を第三者に対して開示をしません。
①法令等により、開示が求められた場合。
②人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合。
③国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂

行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

3. 講師養成講座の受講者は、他の受講者から取得した一切の個人情報について、いかなる第三者にも開示または漏洩してはならないものとします。ワクワクワークは受講者による他の受講者の個人情報の取り扱いに関して、一切の責任を負わないものとします。

第12条（その他）

1. 本規約に定めのない事項については、民法その他法令または商習慣に基づき解決することとします。
2. 本契約に定めのない事項及び解釈に疑義を生じた事項については、協議の上、誠意を以ってこれを解決するものとします。

第13条（運営について）

オーガニック料理教室ワクワクワークは「株式会社ごはんのこと」が運営をしています。当社は、食育の普及を目指し、食育講座の開講、講師養成講座の開講、食育に関する事業等を行います。運営に必要となる業務について、外部に委託することができます。

第14条（事務局）

株式会社ごはんのことは事務局を川崎市幸区中幸町3-31-2 8-05に置くこととします。

第15条（本規約の改定）

株式会社ごはんのことは、必要に応じ、本規約を改定することができます。

以上

2025年10月1日 改定施行

株式会社ごはんのこと 代表取締役 菅野のな

ワクワクワーク認定講師規約 抜粋

第2条（認定講師契約と契約期間）

1. ワクワクワークと認定講師との契約は、認定証交付の際に契約同意書を取り交わし、成立します。契約期間は、契約した年の年末までです。
2. 契約期間は毎年1月1日から12月31日となります。事務局からの契約更新案内に従い、更新料11,000円を支払った場合に契約を更新します。ただし、12月に初めて認定を受けた場合に限り、1年目の更新料は8,000円とします。
3. 期日までに更新料の支払がない場合は、ワクワクワークとの認定講師契約を解除したものとみなし、以降認定講師としての活動はできません。
4. 契約を解除した場合でも申し出により認定講師契約を再契約することができます。その際には年の途中にかかわらず年間更新料の11,000円をお支払いいただきます。
5. 更新料を支払うことにより、勉強会1回分の参加費が無料（上限8,000円）、または先輩トラベラーとしてトラベラー受講費より8,000円引きでご受講いただけます。

第3条（認定講師活動）

認定講師とし下記の受けられるさまざまな特典をもとに活動ができます。特典は予告なしに隨時、改良改定します。

- ①認定講師限定の無料ミーティング、相談会に参加できる。
- ②本校開催の講師やレッスンアシスタントに立候補できる。ただし本校講師育成講座合

格者とする。

- ③勉強会・スキルアップレッスンへの参加
- ④通信クラス受講費30%オフ
- ⑤マイプロジェクトを企画できる。

第5条（サービスの停止、休止、閉鎖）

天災、不測の事故、法令の制限・改廃、行政指導、社会情勢、経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した場合、ワクワクワークは、サービスの停止、休止、または閉鎖をすることができます。この場合、認定講師には、ワクワクワークに対し、いかなる損害賠償請求権もありません。

第9条（事故に対する責任）

認定講師による活動における損害、盗難、その他の事故について、ワクワクワークは一切責任を負いません。認定講師には、上記事故に関し、ワクワクワークに対してなんらの損害賠償請求権もありません。

第10条（認定講師の活動、行為の責任）

1. 認定講師による活動における、行為の責任、内容について、ワクワクワークは一切責任を負いません。
2. 認定を受けたレシピで調理したものを販売することは可能ですが、別途必要な資格や届け出（食品衛生責任者や営業許可証）等について、ワクワクワークではサポートを致しません。また、販売に関してワクワクワークでは一切責任を負いません。販売を行う際には、計画時および販売後3日以内に、電子メールにて事務局へ内容（販売品、個数、価格等）を報告するものとします。

第11条（禁止事項）

1. 単独でまたは第三者との合同において、ワクワクワークの運営に介すること。
2. ワクワクワークのサービスを本規則および別途定める規則に則らない方法により名義のいかんを問わず第三者に使用されること。

2025年10月1日 改定施行